

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（令和6年度補正予算分）  
の協議について（作業要領）【介護ロボット等導入支援事業】

1 本事業の対象事業者

兵庫県が指定している以下の障害福祉サービス事業者等。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者包括支援事業者、障害児入所施設事業者とする。

2 補助対象とする機器

補助対象として想定される機器の例は、以下のとおりです。

ア 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
イ 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
ウ 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
エ 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器やプラットフォーム、コミュニケーションを支援する機器
オ 入浴支援	ロボット技術を用いて入浴におけるケアや動作を支援する機器
カ 機能訓練支援	身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器
キ 食事・栄養管理支援	食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器

※利用者の居室におけるプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外です。また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外です。

補助の対象となる介護ロボット等とは、次の①から③のすべての要件を満たすものをいう。

- ①目的要件：上記のアからキのいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。
- ②技術的要件：ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。
- ③市場的要件：販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

### 3 補助上限額

(1) 1台当たりの導入経費の補助対象額（初期設定に要する費用を含む。）は、以下のとおりとする。※補助率：国 1/2 県 1/4 事業者 1/4 自己負担が生じます

① 移乗介護、入浴支援：10 万円以上 100 万円以下

② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、機能訓練支援、栄養管理支援：10 万円以上 30 万円以下

(2) 1つの施設・事業所に対する補助上限額は以下とおりとする。

① 障害者支援施設：全ての機器の合計額 157.5 万円(基準額 210 万円)を限度とする。

② グループホーム：全ての機器の合計額 112.5 万円（基準額 150 万円）を限度とする。

③ その他事業所：全ての機器の合計額 90 万円（基準額 120 万円）を限度とする。

(3) 1つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として3の(2)の①から③に規定するいずれかの補助上限額を適用するものとする。

### 4 留意事項

介護ロボット等を導入する場合には以下の要件に留意すること。

- ・導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- ・介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
- ・介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。